

健幸長寿社会を創造するスマートウェルネスシティ総合特区(申請書別表・規制の特例措置等の提案書等)への各府省からの意見について

特区名称	全般	規制	税制	財政	金融	その他	提案事項名	根拠法令等	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	各府省からの意見の内容
健幸長寿社会を創造するスマートウェルネスシティ総合特区		○					・ライジングボラード(自動昇降式車止)による車両通行制限実施	・道路法第32、46、85条(占用、通行の禁止・制限、付属物) ・道路交通法第4、77条(交通規制、使用許可)	・時間帯制限による通行制限は、駒止等を地域の人が時間に合わせて設置しており、関係者の負担が大きく、また、通行を抑止できないことがある。	・自動で時間帯規制や許可車両の円滑な通行を可能とするため、一方通行化、及びライジングボラード(許可車両のみ自動的に車止めが下がるシステム)を設置し、効率化と確実な通行制限を図る。	※ 記載されている意見は、総合特区の申請後に申請書に記載された内容について申請者に質問等をする事なく書面のみを以て作成されたものであり、今後、予算や提案内容の詳細が明らかになった場合等において変わり得るものです。また、同じ理由から府省庁間等で、意見の内容に相違が生じている場合もあります。
健幸長寿社会を創造するスマートウェルネスシティ総合特区		○					・ライジングボラード(自動昇降式車止)による車両通行制限実施	・道路法第32、46、85条(占用、通行の禁止・制限、付属物) ・道路交通法第4、77条(交通規制、使用許可)	・時間帯制限による通行制限は、駒止等を地域の人が時間に合わせて設置しており、関係者の負担が大きく、また、通行を抑止できないことがある。	・自動で時間帯規制や許可車両の円滑な通行を可能とするため、一方通行化、及びライジングボラード(許可車両のみ自動的に車止めが下がるシステム)を設置し、効率化と確実な通行制限を図る。	道路区域内に物件を設置しようとする場合には、占用許可を受ける必要があり、ご提案の物件については、現在でも道路法第32条第1項第1号に該当するものと考えられる。 このため、道路法第33第1項の基準を満たせば、占用許可が可能である。
健幸長寿社会を創造するスマートウェルネスシティ総合特区		○					・ライジングボラード(自動昇降式車止)による車両通行制限実施	・道路法第32、46、85条(占用、通行の禁止・制限、付属物) ・道路交通法第4、77条(交通規制、使用許可)	・時間帯制限による通行制限は、駒止等を地域の人が時間に合わせて設置しており、関係者の負担が大きく、また、通行を抑止できないことがある。	・道路法に基づき道路管理者が行っている自転車歩行者専用道路の通行制限にあわせて、道路交通法に基づき車両の通行禁止規制を実施する。警察が行う通行許可を道路管理者が行うことで、許可手続きの簡略化が期待できる。また、ライジングボラードを活用し、許可車両以外の通行制限の徹底を図る。	車両の通行を禁止せよとの提案であれば、必要な場合は道路交通法に基づき、警察が通行禁止規制を行うので問題はない。通行を柔軟に許可せよとの提案(警察が通行禁止規制をしている場合)であれば、市民から見ても国が県が市が不明な道路管理者よりも、地元の警察署の許可の方が申請先が明確であり、簡便である。 いすれにせよ、提案の趣旨が不明である。 なお、ライジングボラードの活用による通行制限は、現行制度で対応可能と思われる。
健幸長寿社会を創造するスマートウェルネスシティ総合特区		○					・ライジングボラード(自動昇降式車止)による車両通行制限実施	・道路法第32、46、85条(占用、通行の禁止・制限、付属物) ・道路交通法第4、77条(交通規制、使用許可)	・道路法に基づき自転車歩行者専用道路において、道路交通法では車両通行禁止規制がなされていない。道路法上の通行制限は道路管理者が実施できるが、道路交通法上の通行許可は警察が行うため、道路管理者が柔軟に通行を許可することができない。	・道路法に基づき道路管理者が行っている自転車歩行者専用道路の通行制限にあわせて、道路交通法に基づき車両の通行禁止規制を実施する。警察が行う通行許可を道路管理者が行うことで、許可手続きの簡略化が期待できる。また、ライジングボラードを活用し、許可車両以外の通行制限の徹底を図る。	・自転車歩行者専用道路について 本要望の内容が定かではないが、現行、道路法第48条の15第2項において、何人もみだりに自転車歩行者専用道路を自転車以外の車両により通行してはならない旨規定されており、加えて、同法第48条の16において、道路管理者は、同法第48条の15第2項の規定に違反している者に対し、通行の中止その他交通の防止のための必要な措置をすることを命ずることができる旨規定されている。 したがって、本要望の内容が、自転車歩行者専用道路への自転車以外の車両の通行を禁止できる措置を求めているものであれば、現行、道路法でも対応可能である。
健幸長寿社会を創造するスマートウェルネスシティ総合特区		○					・一定地域内での車両の走行速度抑制による歩行者の優先通行のルール化	・道路法第22条(最高速度) ・道路法第42条(徐行すべき場所) ・道路法第43条(指定場所における一時停止)	・道路法において一定地域内を時間帯制限で車両の通行を制限する規定がない。	・生活道路における車両の通行規制や走行速度を徐行程度に規制したい。	車両の通行禁止等の交通規制を時間帯で制限することは、スクールゾーン、商店街をはじめ、現行制度の下かなりの数実施されている。
健幸長寿社会を創造するスマートウェルネスシティ総合特区		○					・歩行者・自転車の安全で快適な通行環境を確保するための標識、路面表示の設置	・道路法第4条(通行規制)及び第77条(使用許可) ・道路法第48条の15(通行の制限)	・規制標識、規制表示は公安委員会(警察)の権限であり、道路管理者においては、権限がないので、標識、路面表示の設置が認められない。	・生活道路と歩行者・自転車道との交差点付近では車両が一時停止または徐行するように規制する標識、路面表示を行いたい。	交通規制は、信号機、道路標識及び道路標示を設置し、及び管理して、相互に接続された国道、都道府県道、市町村道から構成され複雑に入り組んだ道路ネットワークが最適に機能するよう、道路管理者が区々に分かれていても、統一的、体系的に適切な交通規制を実施することが必要であることから警察の事務とされており、交通規制を道路管理者ごとに行わせることは適当でない。 また、一時停止等の交通規制は、違反に対してきちんとした取締りができるかどうかとも考慮して実施する必要がある。

特区名称	全般	規制	税制	財政	金融	その他	提案事項名	根拠法令等	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	各府省からの意見の内容
健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区		○					・ウォーキングコースの案内表示(路面表示)の設置基準の緩和	・法定外表示等の設置指針 ・道路法第32条(占用許可) ・道路交通法第76条(禁止行為)	・道路上での案内表示は、「法定外表示等の設置指針」において認められていないため、公安委員会との協議において、事実上、設置が認められない。	・首長の判断により設置可能としたい。	※ 記載されている意見は、総合特区の申請後に申請書に記載された内容について申請者に質問等をすることなく書面のみを以て作成されたものであり、今後、予算や提案内容の詳細が明らかになった場合等において変わり得るものです。また、同じ理由から府省庁間等で、意見の内容に相違が生じている場合もあります。
健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区		○					・ウォーキングコースの案内表示(路面表示)の設置基準の緩和	・法定外表示等の設置指針 ・道路法第32条(占用許可) ・道路交通法第76条(禁止行為)	・道路上での案内表示は、「法定外表示等の設置指針」において認められていないため、公安委員会との協議において、事実上、設置が認められない。	・首長の判断により設置可能としたい。	法定外表示に関しては、法定の道路標示との混同がある、著しくドライバーの目をひき危険である、というような場合を除き、路上喫煙禁止区域、マラソンコース残り距離表示等、現に広く設置されている。
健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区		○					・河川区域内でのウォーキング利便施設の整備に関する許可手続きの緩和	・河川法第24条(占用許可)第26条(工作物の新築等の許可)	・河川区域内に、シャワー・更衣室等を設ける際の許可手続きに相当の時間を要する。	・許可申請に必要な書類の簡素化及び申請にかかる時間の短縮を図りたい。	《河川区域内でのウォーキング利便施設の整備に関する許可手続きの緩和》 河川区域内の土地の占用(河川法24条)許可に係る処理期間については、「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準」において、申請から許可に係る標準的な処理期間をおおむね3ヶ月を目安と定めているが、各河川管理者において、申請内容に対して治水上等の観点から支障なしと判断されれば、申請者・地元等の要望に応じて、許可に要する期間を可能な限り短縮することは現行制度上でも十分対応可能となっているため、地元の関係機関に相談頂ければ、速やかに対処できる案件であると考えます。
健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区		○					・歩道のせせらぎ(水景施設)について、利用者に安らぎを与える景観施設として位置づけ	・道路法30条4項に基づく道路構造令31条 ※せせらぎの設置規定がないので、道路法によりせせらぎを設置できない。	・せせらぎは「街路事業事務必携」の歩行者専用道路に設置が出来る景観施設とされているが、道路歩道部が明記されていない。	・せせらぎは、歩行者専用道路では景観施設の道路本体として、補助対象施設であるが、ゆとりのある一般歩道部にも適用されたい。	「せせらぎ」の具体的な事業の内容が不明であり、事業内容を明らかにする必要がある。
健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区		○					・市民に対する買物支援サービスの取扱い品目に酒類を加えることへの緩和	・酒税法第9条(販売業免許)第10条(製造免許等の要件)	・酒類の媒介免許取得には年間取扱量240kl以上が必要となり、商店街の買物支援では事実上酒類を取り扱うことができない。	・商店街有志の団体の場合は、参加者に酒店がいれば取り扱えるようにしたい。	酒類は高率な酒税が課せられている重要な財政物資であるため、不適格な事業者を製造又は販売から排除し、事業者の濫立を防止して、税の転嫁を容易にするとともに課税上の検査を十分に行うことができるよう措置することによって、酒税の保全を図ることを目的として、酒類業に免許制度が採用されている。 申請されている商店街有志の団体が、酒類の買物支援を行う場合(他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介する場合)には、酒類販売媒介業免許が必要である。そのためには、当該団体が法人格を取得して酒類販売媒介業免許を取得するか、当該団体の代表者が個人として酒類媒介業免許を取得するか、酒類小売業免許を持つ事業者又は新たに酒類小売業免許を取得した事業者が直接買物支援サービスを行うかのいずれかによって、ご提案の要望を実現することができる。
健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区		○					・まち中のコミュニケーションの場となる銭湯の基幹事業への位置づけ	・都市再生法 ・社会資本整備総合交付金交付要綱	・社会資本整備総合交付金では、健康増進施設は、基幹事業とならない。	・特区の申請目的に合致する健康増進施設(まち中の銭湯に限り)を基幹事業として認めてほしい。	当該提案における健康増進施設(まち中の銭湯)の整備については、現行制度においても、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等として認められるものは、効果促進事業として実施することができる場合もある。 なお、社会資本整備総合交付金は、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図るといった政策目的を達成するために社会資本の整備の促進を行うものであるため、社会資本整備ではない健康増進施設を基幹事業に位置づけることは困難である。
健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区		○					・デマンド交通の利便性向上のための停留所設置に係る占用許可手続きの簡素化	・道路法第32条(占用許可) ・道路交通法第77条(使用許可)	・停留場の設置及び位置の変更は、事業計画、占用許可、使用許可等の手続きが必要となる。	・首長の判断によりデマンド交通の停留所を設置できるよう認めてほしい。	デマンド交通の停留所設置に関しては、交差点直近や乗客の滞留スペースがない等、交通上危険な場所に設置するといふのであれば、道路使用許可がされるのであり、問題は生じていない。 なお、現在は停留所の設置に首長の判断は不要であり、首長の許可に係らしめる必要はないと考える。
健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区		○					・デマンド交通の利便性向上のための停留所設置に係る占用許可手続きの簡素化	・道路法第32条(占用許可) ・道路交通法第77条(使用許可)	・停留場の設置及び位置の変更は、事業計画、占用許可、使用許可等の手続きが必要となる。	・首長の判断によりデマンド交通の停留所を設置できるよう認めてほしい。	首長が管理する道路について道路管理者として占用許可の判断を行うことは現行制度上可能であるが、他の道路管理者が管理する道路については、各道路管理者において道路交通又は道路構造に著しい支障を及ぼさないよう的確に判断する必要があるため、首長が占用の適否を判断することは妥当ではない。

特区名称	全般	規制	税制	財政	金融	その他	提案事項名	根拠法令等	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	各府省からの意見の内容
健幸長寿社会を創造するスマートウェルネスシティ総合特区		○					・ベンチやバス停上屋設置の際の歩道有効幅員の緩和	・道路法第32条(占有) ・道路構造令第11、11-2条(歩道、歩行者の滞留) ・道路交通法第77条(使用許可)	・道路構造令では、ベンチやバス停上屋を設置する場合は有効幅員2m以上を確保することとされており、設置できる箇所が限られる。	・中心市街地の幹線道路では、バスペイの設置により歩道幅員が削られ、更にバス停上屋やベンチの設置を困難としているため、地域の交通状況に応じた占有基準の緩和により、バス停上屋やベンチの設置できる箇所を増やしたい。	警察庁では「バス停上屋に関する道路使用許可の取扱いについて」(平成15年1月31日付け警察庁丁規発第8号)において、バス停留所の上屋の道路使用許可の判断基準を「目安」として示している。これは、ベンチ等により車いすの利用が困難に成らないよう考慮されたもので合理的なものと考えているが、「目安」として示していることから、現在既に地域の交通状況に応じた対応は認められている。
健幸長寿社会を創造するスマートウェルネスシティ総合特区		○					・ベンチやバス停上屋設置の際の歩道有効幅員の緩和	・道路法第32条(占有) ・道路構造令第11、11-2条(歩道、歩行者の滞留) ・道路交通法第77条(使用許可)	・道路構造令では、ベンチやバス停上屋を設置する場合は有効幅員2m以上を確保することとされており、設置できる箇所が限られる。	・中心市街地の幹線道路では、バスペイの設置により歩道幅員が削られ、更にバス停上屋やベンチの設置を困難としているため、地域の交通状況に応じた占有基準の緩和により、バス停上屋やベンチの設置できる箇所を増やしたい。	道路の通行部分たる歩道にベンチ又は上屋を占用しようする場合、通行に必要なスペースを確保することが不可欠であるため、歩行者が通行することができる歩道の幅員を2m以上等とすることを原則としているところ。この取扱いは、歩行者が通行することができる幅員の原則を定めたものであり、道路管理者において地域の実情に応じた有効幅員を設定することは現時点においても可能である。 また、道路の附属物として道路管理者がベンチやその上屋を歩道に設ける場合、幅員の規定は道路構造令第11条第4項によるものであるが、現地状況によっては、第38条により整備することも可能である。
健幸長寿社会を創造するスマートウェルネスシティ総合特区		○					・連節バス(BRT)の導入と拡大に向けた手続きの簡素化	・道路運送車両法第40-41条(自動車の構造、装置)及び保安基準 ・道路法第47条(通行の禁止、制限)	・連節バスは、特殊な車両であることから、導入拡大にあたり、手続きに時間を要する。	・導入・拡大の手続きの簡素化により、円滑な導入の推進を図りたい。	車種、積載貨物、通行経路及び通行期間が同一である場合においては、それらの車両の通行について、1の申請書により特殊車両通行許可申請をすることができる。
健幸長寿社会を創造するスマートウェルネスシティ総合特区		○					・地方公共団体の健康づくり政策策定と評価のために、被用者保険のレセプトや健診データを利用するための、情報を匿名化するルールの規定	・健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン、医療情報システムの安全管理に関するガイドライン、国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等	・健康保険組合等が第三者へ情報を提供する場合は「特定の個人が識別できなくなる」と必要であるが、匿名化データの個人識別性について明確な規定がない。	・氏名等のあきらかに個人を特定できる情報の削除、及び住所や年齢の丸め処理(番地以下を削除したり、年齢の1桁目を削除する等)を行うことで特定される人数が一定数以上の場合は個人情報にあたらぬという基準を設定してほしい。	ご提案頂いた事項は、総合特別区域の手法に馴染むものではない。
健幸長寿社会を創造するスマートウェルネスシティ総合特区		○					・政策の評価を精密に実施するための地方公共団体と被用者保険者の個人情報名寄せする制度の実現	・健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン、医療情報システムの安全管理に関するガイドライン、国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等	・地方公共団体へ被用者保険者が管理する個人情報を匿名化後に提供する場合、地方公共団体が管理する個人情報との名寄せが不可能となる。	・地方公共団体の政策に個人情報を活用する場合に、地方公共団体と被用者保険者それぞれが管理する個人情報に符号付与後に匿名化する運用に必要な要件を確認したい。	ご提案頂いた事項は、総合特別区域の手法に馴染むものではない。
健幸長寿社会を創造するスマートウェルネスシティ総合特区		○	○				・地方公共団体が推進する健康づくり事業への参加、及び継続参加に対する国保料(税)に関するインセンティブ制度の新設	-	・健康努力を開始するインセンティブとして、自治体が責任を持てる範囲で、ウェルネスポイントを国保料(税)の一部に該当できるかどうか、現行法では不明確である。	・健康努力度と成果をウェルネスポイントとして地域通貨的な性格を持たせ、自治体財源の範囲内において独自ルールとして、国保料(税)の還付および社会保険料控除を実施したい。	保険料(税)の減免は、天災、貧困その他特別の事情がある場合に行うことができる。このように、一般的には天災などによって重大な被害を受けた者や、失業、廃業により所得が皆無になったものなどが特別の事情に当たると考えられているため、健康増進活動を行った者について保険料の減免を行ったことについて財政支援を行うことは妥当ではないと考えられる。
健幸長寿社会を創造するスマートウェルネスシティ総合特区		○	○				・地方公共団体が推進する健康づくり事業への参加、及び継続参加に対する国保料(税)に関するインセンティブ制度の新設	-	・健康努力を開始するインセンティブとして、自治体が責任を持てる範囲で、ウェルネスポイントを国保料(税)の一部に該当できるかどうか、現行法では不明確である。	・健康努力度と成果をウェルネスポイントとして地域通貨的な性格を持たせ、自治体財源の範囲内において独自ルールとして、国保料(税)の還付および社会保険料控除を実施したい。	租税債権の履行は特定の有価証券及び証紙を除き、金銭により納付することとされていることから、提案のウェルネスポイントによる国民健康保険税の充当(納付)はできないものであるが、国民健康保険税の減免について、地方税法第717条において、「地方団体の長は、天災その他特別の事情がある場合において水利地益税等の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該地方団体の条例の定めるところにより、当該水利地益税等を減免することができる。」と規定されており、健康努力度と成果に係る国民健康保険税分について当該規定に基づき減免することが可能である。